

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 愛知県で発生した豚コレラ（国内8例目）に係る搬出制限区域の解除について[プレスリリース](#)

愛知県で発生した豚コレラ（国内8例目）に係る搬出制限区域の解除について

[ツイート](#)[印刷](#)平成31年3月1日
農林水産省


愛知県は、愛知県豊田市の養豚農場で発生した豚コレラに関し、本日24時（3月2日（土曜日）午前0時）をもって、発生施設の半径3kmから10kmまでの区域で設定している搬出制限区域を解除します。

なお、本件は、愛知県においてもプレスリリースを行っております。

1.経緯及び今後の予定

- （1）平成31年2月6日、愛知県は愛知県豊田市の養豚農場において豚コレラが発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域。対象農場0戸）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域。対象農場6戸）を設定しました。
- （2）愛知県は2月12日までに当該農場で飼養されている豚の殺処分及びその死体の埋却、汚染物品の処理及び畜舎の消毒を完了し、当該施設における防疫措置を完了しました。
- （3）発生農場における防疫措置完了から17日が経過することから、愛知県は搬出制限区域を本日24時（3月2日（土曜日）午前0時）に解除します。ただし、発生農場と疫学的な関連があり監視対象農場に指定されている1農場については移動制限が継続されます。
- （4）今後、愛知県は発生農場から半径3km以内の区域における移動制限を維持し、3月12日（火曜日）24時（3月13日（水曜日）午前0時）をもって当該移動制限区域を解除する見込みです。

2.その他

- （1）豚コレラは、豚・いのししの病気であり、人に感染することはありません。食品安全委員会の見解によれば、仮に豚コレラにかかった豚やいのししの肉等を食べても人体に影響はないとされており、正確な情報に基づいて冷静に対応していただくようお願いいたします。
（参考）食品安全委員会ホームページ
<http://www.fsc.go.jp/sonota/csf/> （外部リンク）
- （2）現場での取材は、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

3.参考

平成31年2月6日付けプレスリリース「愛知県における豚コレラの患畜の確認及び「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」における対応方針の決定について」

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/190206.html>

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、山木

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX番号：03-3502-3385

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

■ [サイトマップ](#) ■ [プライバシーポリシー](#) ■ [リンクについて・著作権](#) ■ [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

このページ
の先頭へ